

## 第1節 美しい自然環境の保護と循環型社会の形成

### 現状と課題

- 本町の美しい自然は、そこに住む町民共通の財産であり、ふるさとの愛着心を養うとともに、住んでみたくなる魅力を秘めています。
- 豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムの在り方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。
- 地球の温暖化などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした町民の日常生活や事業活動全般に起因していると言われています。
- 資源の保護や環境の保全の観点に立ち、循環型社会にふさわしい3R<sup>※85</sup>の推進により、環境負荷をできる限り低減することが求められています。
- 他市町村と共同運営により、帯広市と広尾町に設置している「ごみ処理施設」については、いずれも老朽化が進んでいます。

### 基本方針

- ◆ 貴重な動植物の保護と自然保護意識の啓発を図ります。
- ◆ 環境の保全を図るため、町民・事業者・行政が連携し、ごみの排出量の抑制を行うとともに、ごみの適正な処理と不法投棄のないまちづくりを推進します。
- ◆ 美しいまちづくりのための環境美化を促進するとともに、循環型社会の形成と資源の有効活用や省エネルギー・再生可能エネルギーの普及を推進します。

#### 後期見直し

- ◆ 貴重な動植物の保護と自然保護意識の啓発を図ります。
- ◆ 環境の保全を図るため、町民・事業者・行政が連携し、ごみの排出量の抑制を行うとともに、ごみの適正な処理と不法投棄のないまちづくりを推進します。
- ◆ 地球温暖化対策を推進し、持続可能な町づくりを推進します。
- ◆ 美しいまちづくりのための環境美化を促進します。

※ 85 リデュース（廃棄物の抑制）、リユース（使用済みになっても廃棄しないで再利用すること）、リサイクル（再生資源として再利用すること）



## 主要施策

- ◆ 自然保護意識の啓発
- ◆ 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進
- ◆ ごみ処理の適正化による循環型社会の形成
- ◆ 環境美化の推進
- ◆ 不法投棄の防止
- ◆ 公害のないまちづくり

### 後期見直し

- ◆ 自然保護意識の啓発
- ◆ 地球温暖化対策を図るための省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進
- ◆ ごみ処理の適正化による循環型社会の形成
- ◆ 環境美化の推進
- ◆ 不法投棄の防止
- ◆ 公害のないまちづくり

## 施策の方向性

### 1 自然保護意識の啓発

- (1) 国や道など関係機関と連携し、自然保護意識の啓発を図ります。

### 2 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- (1) 環境負荷を軽減するため、省エネルギー化を一層推進します。
- (2) 太陽光発電の普及やエコカーなどの導入を促進するとともに、地産地消を目指した再生可能エネルギーの普及を促進します。

### 後期見直し

### 2 地球温暖化対策を図るための省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進

- (1) 環境負荷を軽減するため、省エネルギー化を一層推進します。
- (2) 太陽光発電、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消を目指します。
- (3) 地球温暖化対策を図るための地方公共団体実行計画（区域施策編）により定める温室効果ガス削減目標を達成できるように、施策の展開を図ります。

### 3 ごみ処理の適正化による循環型社会の形成

- (1) 町民、事業者、行政が一体となり、3Rによるごみの排出量の抑制と適正処理を推進し、環境に優しい循環型社会の形成を目指します。
- (2) 老朽化したごみ処理施設について、関係市町村との協議を図り、計画的に整備を進めます。

### 4 環境美化の推進

- (1) 道路や公園の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくり支援事業などを通じ、清潔な美しいまちづくりを進めます。
- (2) 個々の住宅環境において、適切な衛生管理が行き届くよう意識の啓発を図ります。
- (3) 自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車等の撤去などを行い、周辺環境の適正な維持に努めます。

### 5 不法投棄の防止

- (1) 不法投棄防止に向けた意識啓発と、監視体制の強化を図ります。

### 6 公害のないまちづくり

- (1) 公害の未然防止や監視体制の強化を図り、総合的な公害防止対策の推進と環境の悪化防止に努めます。



## 第2節 安全で機能的な道路と公共交通体系の整備



### 現状と課題

- 安全で信頼性の高い道路網の確保は、日常生活や産業活動、観光面において重要な役割を果たしています。
- 町道の舗装率は平成29年4月現在、市街地で96.5%、郊外地で53.3%、全体で60.6%であり、交通需要や地域要望などを総合的に検討し、未舗装となっている町道の計画的な整備が必要となっており、整備済み路線においても、長寿命化を図るため、計画的な補修が必要となっています。
- 今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、定期的に橋梁点検を行い、適時修繕を行う予防保全型のメンテナンスが必要となっています。
- 道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であり、誰にでも優しく親しみがわく道づくりが求められています。
- 冬期における道路は、安全で安心して通行できるよう、迅速できめ細やかな除排雪が求められています。
- JRや地方バス路線をはじめ、コミュニティバス、予約型乗合タクシーなどの公共交通機関は、通勤や通学、通院や買い物など、生活交通手段として大きな役割を担っており、その維持や利便性の向上が求められています。

#### 後期見直し

- 安全で信頼性の高い道路網の確保は、日常生活や産業活動、観光面において重要な役割を果たしています。
- 町道の舗装率は令和4年4月現在、市街地で97.0%、郊外地で54.1%、全体で61.3%であり、交通需要や地域要望などを総合的に検討し、未舗装となっている町道の計画的な整備が必要となっており、整備済み路線においても、長寿命化を図るため、計画的な補修が必要となっています。
- 今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、定期的に橋梁点検を行い、適時修繕を行う予防保全型のメンテナンスが必要となっています。
- 道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であり、誰にでも優しく親しみがわく道づくりが求められています。
- 冬期における道路は、安全で安心して通行できるよう、迅速できめ細やかな除排雪が求められていますが、一方で、除排雪機械の老朽化、オペレーターの高齢化や担い手不足などから、現状の除排雪体制の維持が懸念される状況にあります。
- JRや地方バス路線をはじめ、コミュニティバス、予約型乗合タクシーなどの公共交通機関は、通勤や通学、通院や買い物など、生活交通手段として大きな役割を担っており、その維持や利便性の向上が求められています。
- 令和3年5月に「トカプチ400」が、ナショナルサイクルルートに指定されたため、フォローアップ期間中の令和6年度までに町道の走行環境整備を行う必要があります。

### 基本方針

- ◆ 国道や道道の整備を引き続き関係機関に要請するとともに、町道の整備を進め、歩行者や交通量に配慮した安全で機能的な交通体系の確立と景観やユニバーサルデザインに配慮した良好な道路環境の整備を推進します。
- ◆ 地域住民の声を踏まえ、JRや地方バス路線の運行の維持とコミュニティバスや予約型乗合タクシーの利便性の向上を図ります。
- ◆ 冬期間の積雪時の道路交通においては、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確立を図ります。

### 主要施策

- ◆ 主要幹線道路の整備促進
- ◆ 町道の保全と整備
- ◆ 安全な道路環境の整備
- ◆ 公共交通機関の確保
- ◆ 除排雪体制の確立

### 施策の方向性

#### 1 主要幹線道路の整備促進

- (1) 北海道横断自動車道と高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」の早期完成について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (2) 国道38号の拡幅、交差点改良、橋梁架換や国道236号の歩道設置について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (3) 帯広圏域環状線の早期建設、道道の拡幅事業などについて、北海道などの関係機関に対して引き続き要望します。

#### 後期見直し

- (1) 北海道横断自動車道と高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」の早期完成について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (2) 国道38号の拡幅、交差点改良、橋梁架換や国道236号の歩道設置について、国などの関係機関に対して引き続き要望します。
- (3) 帯広圏域環状線の早期建設、交通量の増加に見合った環状線の一部の道道昇格及び道道の拡幅事業などについて、北海道などの関係機関に対して引き続き要望します。

#### 2 町道の保全と整備

- (1) 国道・道道など、広域的な幹線道路網へのアクセスを考慮し、円滑な交通及び生活の利便性を重視した町道の整備を計画的に進めます。
- (2) 町道の改良・舗装率を高め緊急性、必要性、公益性を考慮した路線の整備と緊急輸送道路<sup>※86</sup>の整備強化を行い、交通ネットワークの形成を図ります。
- (3) 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路橋の予防的な修繕や計画的な架替を行い、道路網の安全性・信頼性を確保します。

※ 86 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線



### 3 安全な道路環境の整備

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに、人に優しい道づくりを進めます。

#### 後期見直し

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに、人に優しい道づくりを進めます。
- (2) 国道、道道の管理者や関係市町村と連携を図りながら、案内板の設置や路面標示などナショナルサイクルルートとして必要な走行環境の整備を推進します。

### 4 公共交通機関の確保

- (1) JR及び地方バス路線の維持や利用しやすいダイヤの改正などを関係機関に要望します。
- (2) コミュニティバスや予約型乗合タクシーにより、高齢者や障がい者などの交通弱者に対する必要な生活交通手段の確保を図ります。

#### 後期見直し

- (1) JR及び地方バス路線とコミュニティバスの乗り継ぎがしやすくなるよう、ダイヤの調整や停留所の位置の見直しを図ります。
- (2) コミュニティバスや予約型乗合タクシーにより、高齢者や障がい者などの交通弱者に対する必要な生活交通手段の確保を図ります。

### 5 除排雪体制の確立

- (1) 安全な冬期道路交通網の確保に当たっては、民間事業者を活用するなど機動力のある除排雪体制を確立するとともに、町有除雪機械の計画的な整備充実を図ります。
- (2) 地域ごとの降雪状況の把握に努め、迅速かつきめ細かな除排雪を推進し、町民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (3) ボランティアを含め、地域住民の自発的な共助による除排雪活動の意識高揚を図ります。

#### 後期見直し

- (1) 冬期間の安全な道路交通網を確保するため、民間事業者と連携を図りながらオペレーターの確保に努めるとともに、除排雪機械の計画的な更新と最新技術の導入により、機動力のある除排雪体制を確立します。
- (2) 地域ごとの降雪状況の把握に努め、迅速かつきめ細かな除排雪を推進し、町民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (3) ボランティアを含め、地域住民の自発的な共助による除排雪活動の意識高揚を図ります。

## 第3節 地域に即した安心して生活できる住環境の整備

## 現状と課題

- 住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。
- 持ち家率は、平成27年国勢調査で71.4%となっており、北海道平均の55.8%を大きく上回っており、民間賃貸住宅は、札内地区での供給は多いものの、幕別地区、忠類地区では少ない状況にあります。
- 町内の総世帯数の約9.9%を占める公営住宅は、老朽化の進んだ住宅が増加しているため、地域の特性を考慮しながら建て替えや改善を進める必要があります。
- 住宅環境の整備は、子育て世代にも配慮し、若者の定住や団塊世代、U I Jターン<sup>※87</sup>を対象とした移住・定住促進、市街地未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要となっています。
- 地震災害などに強い住宅整備の促進や街並み景観の向上、高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化など、快適に暮らすことのできる住宅環境の質の向上が求められています。

## 後期見直し

- 住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。
- 持ち家率は、令和2年国勢調査で72.3%となっており、北海道平均の55.7%を大きく上回っており、民間賃貸住宅は、札内地区での供給は多いものの、幕別地区、忠類地区では少ない状況にあります。
- 町内の総世帯数の約9.2% (1,169戸/12,592世帯) を占める公営住宅等は、老朽化の進んだ住宅が増加しているため、地域の特性を考慮しながら建て替えや改善を進める必要があります。
- 住宅環境の整備は、子育て世代にも配慮し、若者の定住や団塊世代、U I Jターン<sup>※87</sup>を対象とした移住・定住促進、市街地未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要となっています。
- 地震災害などに強い住宅整備の促進や街並み景観の向上、環境負荷の低減、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備など、快適に暮らすことのできる住宅環境の質の向上が求められています。

※87 Uターン（地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること）、Iターン（地方から都市へ、また都市から地方へ移住すること）、Jターン（地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること）



## 基本方針

- ◆ 民間賃貸住宅の建設促進などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに、少子高齢化、地震災害の低減などに対応した住宅の整備や良質な居住環境の形成を図ります。
- ◆ 公営住宅は、地域の特性を踏まえた住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや改善を行います。

### 後期見直し

- ◆ 民間賃貸住宅の建設促進などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに、少子高齢化、地震災害、環境負荷の低減などに対応した住宅の整備や良質な居住環境の形成を図ります。
- ◆ 公営住宅等は、地域の特性を踏まえた住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや改善を行います。

## 主要施策

- ◆ 良好な居住環境の確保
- ◆ 土地開発指導の適正な運用
- ◆ 計画的な公営住宅の再生



## 施策の方向性

### 1 良好な居住環境の確保

- (1) 土地利用計画に基づき、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を計画的に進めます。
- (2) 良好な住環境の創出のため、緑豊かな住宅地の形成に努めます。
- (3) 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設・改修の情報提供や支援を行い、良好な住まいづくりを推進します。
- (4) 子育て世代や高齢者などの多様な住民ニーズに対応した住宅の確保について、官民連携により推進します。

#### 後期見直し

- (1) 土地利用計画に基づき、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を計画的に進めます。
- (2) 良好な住環境の創出のため、緑豊かな住宅地の維持に努めます。
- (3) 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設・改修の情報提供や支援を行い、良好な住まいづくりを推進します。
- (4) 子育て世代や高齢者などの多様な住民ニーズに対応した住宅の確保について、官民連携により推進します。

### 2 土地開発指導の適正な運用

- (1) 社会情勢の変化に対応した土地開発指導により、住宅地の適正な配置と安定的な供給の誘導を図ります。

### 3 計画的な公営住宅の再生

- (1) 住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画による建て替えや、住宅の改善などを進めます。
- (2) 少子高齢化社会に対応した、人と環境に優しい質の高い住環境づくりを推進します。



## 第4節 町民とつくるみんなの公園と 緑地の保全・整備



### 現状と課題

- 公園や緑地は、町民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、二酸化炭素の削減による温暖化防止や緑を活用した景観形成、コミュニティ活動の拠点としても重要な役割を果たしています。
- 平成29年4月現在、98か所、総面積 242.06ha の公園・緑地を有し、町が推進している協働のまちづくり事業などにより、町民が自主的に公園を管理する活動が活発になってきています。
- 幅広い世代の利用を図り、親しみが持てる公園とするため、公園のプランづくりや遊具等の更新・整備には、町民参加の仕組みづくりが求められています。
- 憩いの場となる快適な公園を維持するためには、町民と協働による適切な維持管理が重要となります。

#### 後期見直し

- 公園や緑地は、町民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、二酸化炭素の削減による温暖化防止や緑を活用した景観形成、コミュニティ活動の拠点としても重要な役割を果たしています。
- 令和4年4月現在、98か所、総面積 242.07ha の公園・緑地を有し、町が推進している協働のまちづくり事業などにより、町民が自主的に公園を管理する活動が活発になってきています。
- 幅広い世代の利用を図り、親しみが持てる公園とするため、公園のプランづくりや遊具等の更新・整備には、町民参加の仕組みづくりが求められています。
- 憩いの場となる快適な公園を維持するためには、町民と協働による適切な維持管理が重要となります。

### 基本方針

- ◆ 町民参加を基本とし、地域の特色を生かした公園の整備充実を図ります。

### 主要施策

- ◆ うるおいのある公園の保全と整備
- ◆ 緑地の維持保全

## 施策の方向性

### 1 うるおいのある公園の保全と整備

- (1) 公園長寿命化計画に基づき、公園施設の予防的な修繕や計画的な再整備など、町民の身近な広場として、町民参加を基本に公園整備を計画的に進めます。
- (2) 子どもや高齢者など、誰もが安全で安心して楽しむことができ、コミュニケーションの場となる公園づくりを目指します。
- (3) 地域住民の主体的な花と緑の環境づくり活動を推進するとともに、自然や緑を充分に取り込み、豊かでうるおいのある公園づくりを進めます。

### 2 緑地の維持保全

- (1) 緑地の適正な保全を図るため、「緑の基本計画」に基づき長期的な緑地の維持保全に努めます。
- (2) 協働のまちづくり事業を通じ、町民の緑化意識の高揚を図ります。



## 第5節 安全安心な水道事業の運営



### 現状と課題

- 平成28年度の上水道事業は、給水世帯数 9,967世帯、年間給水量は約 249.4万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、一日平均給水量は 6,834m<sup>3</sup>で、平成18年度に比べると、約3.2%増加しています。
- 簡易水道は、給水世帯数 1,092世帯、年間給水量は約 69.4万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、一日平均給水量は 1,901m<sup>3</sup>で、平成18年度に比べると、横ばい状態で推移しています。
- 水道事業は、「水源・水質・水量」が適正な管理により維持されることが重要であり、施設の維持修繕や設備の更新、漏水対策など、水道施設全体の管理が適切に行われる必要があるほか、地震や水害などの各種災害や事故などを想定した危機管理体制を構築することが必要です。

#### 後期見直し

- 令和3年度の上水道事業は、給水世帯数 11,154世帯、年間給水量は約 246.1万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、一日平均給水量は 6,737m<sup>3</sup>で、平成28年度に比べると、横ばい状態で推移しています。
- 簡易水道は、給水世帯数 1,086世帯、年間給水量は約 77.9万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、一日平均給水量は 2,129m<sup>3</sup>で、平成28年度に比べると 12.3%増加しています。
- 水道事業は、「水源・水質・水量」が適正な管理により維持されることが重要であり、施設の維持修繕や設備の更新、漏水対策など、水道施設全体の管理が適切に行われる必要があるほか、地震や水害などの各種災害や事故などを想定した危機管理体制を構築することが必要です。

### 基本方針

- ◆ 水道施設の適切な維持管理や災害に強い施設整備を推進し、災害時に的確な対処ができるような体制づくりに努めます。
- ◆ 水道水源の環境保全を図り、良質な水資源を確保し、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。

### 主要施策

- ◆ 安全で安定した水資源の確保
- ◆ 水道事業の健全な運営

## 施策の方向性

### 1 安全で安定した水資源の確保

- (1) 水源地域の水質保全を図るとともに、水道施設の整備を計画的に進め、安全で良質な水道水の安定供給を図ります。
- (2) 十勝中部広域水道企業団と連携を図りながら、安定した給水を行います。
- (3) 未普及地区の解消に努め、水道普及率向上を図ります。
- (4) 地震等の災害時にも一定の給水を行えるような強い水道の構築に努めるとともに、町民の節水意識の高揚を図ります。

### 2 水道事業の健全な運営

- (1) 効率的な施設整備と適正な管理や水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡を考慮した健全な事業経営を維持します。
- (2) 町民の理解と協力が得られるよう、わかりやすい水道経営の情報提供に努めます。



## 第6節 下水道の計画的な推進と効率的な排水処理



### 現状と課題

- 下水道は、生活排水処理（汚水処理）、公共用水域の水質保全、雨水排水の速やかな排除などを目的として、幕別及び札幌市街では公共下水道、忠類市街では農業集落排水により事業を実施しています。
- 平成28年度末の水洗化普及率は、98.0%と下水道による水洗化は普及している状況にありますが、下水道施設は供用開始から20年以上が経過し、機械・電気設備や管渠を含めた施設全体の維持管理や改築の在り方の検討が求められています。
- 市街地以外の郊外地は、生活環境と水質保全を目的に、し尿や生活雑排水の処理を個別排水処理施設整備事業において合併浄化槽の整備を進めており、水洗化普及率は66.6%となっています。
- 幕別市街の下水道は、単独公共下水道として下水処理場を管理しており、流域関連公共下水道である札幌市街と比較して維持管理費が高額であり、効率的な下水処理の在り方について検討が必要となっています。
- 雨水排水対策については、近年発生している集中豪雨（ゲリラ豪雨）への確実な対応が求められることから、適切な整備と維持管理に努めていく必要があります。

#### 後期見直し

- 下水道は、生活排水処理（汚水処理）、公共用水域の水質保全、雨水排水の速やかな排除などを目的として、幕別及び札幌市街では公共下水道、忠類市街では農業集落排水により事業を実施しています。
- 令和3年度末の水洗化普及率は、99.0%と下水道による水洗化は普及している状況にありますが、下水道施設は供用開始から30年以上が経過し、機械・電気設備や管渠を含めた施設全体の維持管理や改築のあり方の検討が求められています。
- 市街地以外の郊外地は、生活環境と水質保全を目的に、し尿や生活雑排水の処理を個別排水処理施設整備事業において合併浄化槽の整備を進めており、水洗化普及率は64.0%となっています。
- 幕別市街の下水道は、単独公共下水道として下水処理場を管理しており、流域関連公共下水道である札幌市街と比較して維持管理費が高額であることから、効率的な下水処理を行うため、幕別、札幌両地区を十勝川流域下水道で一括して処理する処理区の統合事業を進めています。
- 雨水排水対策については、近年発生している集中豪雨（ゲリラ豪雨）への確実な対応が求められることから、適切な整備と維持管理に努めていく必要があります。

## 基本方針

- ◆ 雨水排水施設を含めた下水道施設全体の適切な維持管理を図り、計画的な改築・更新を進めます。
- ◆ 効率的な下水処理の在り方についての検討や事業を推進します。
- ◆ 公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設など、各事業の経常収支の均衡を考慮し、健全な事業経営に努めます。

### 後期見直し

- ◆ 雨水排水施設を含めた下水道施設全体の適切な維持管理を図り、計画的な改築・更新を進めます。
- ◆ 効率的な下水処理事業を推進します。
- ◆ 公共下水道、農業集落排水、個別排水処理施設など、各事業の経常収支の均衡を考慮し、健全な事業経営に努めます。

## 主要施策

- ◆ 計画的な下水道事業の推進
- ◆ 効率的な下水処理の推進
- ◆ 財政収支の適正化
- ◆ 雨水排水対策の推進



## 施策の方向性

### 1 計画的な下水道事業の推進

- (1) 公共下水道や農業集落排水の処理区域内における下水道接続の普及と郊外地の合併浄化槽の整備・普及を推進します。
- (2) 下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画<sup>※88</sup>を策定し、施設全体の持続的な機能確保やライフサイクルコスト<sup>※89</sup>の低減を図ります。

### 2 効率的な下水処理の推進

- (1) 幕別市街と札幌市街の処理区の統合など、効率的な下水処理の検討や事業を推進し、維持管理費の低減を図ります。

#### 後期見直し

- (1) 幕別市街と札幌市街の処理区の統合など、効率的な下水処理事業を推進し、維持管理費の低減を図ります。

### 3 財政収支の適正化

- (1) 各種事業の使用料適正化を図り、健全な事業経営に努めます。
- (2) 町民の理解が得られるよう、公営企業としての経営状況に関する幅広い情報の提供に努めます。

### 4 雨水排水対策の推進

- (1) 市街地における雨水対策上必要とされる施設整備と、適切な維持管理に努めます。

※ 88 個々の設備等に発生する事故について「被害規模×発生確率＝リスク評価」として優先順位を付け維持補修・改築を実施し、施設全体の持続的な機能を確保しながらライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする計画

※ 89 施設等の当初整備に係る計画・設計・施工に要する経費、使用期間中に必要な維持管理・改修費用、使用後における解体・廃棄に要する費用など、これら全体に要する費用の総額



## 第7節 計画的な土地利用の推進

### 現状と課題

- 本町は、十勝圏域の中核都市である帯広市に隣接し、ベッドタウンとしてこれまで市街地を形成してきた札内地区と、古くから行政の中心として機能してきた幕別地区、酪農や観光が盛んな忠類地区など多面的な特色を持っています。
- 産業及び人口動向、社会構造の変化に対応した効率的市街地の形成や、秩序ある土地利用を図るため、社会情勢に対応した中長期的土地利用計画を策定する必要があります。
- 豊かな自然環境に配慮しながら、農林業をはじめとする各種産業との調和と快適な住環境づくりを土地利用の基本とし、産業系用地は企業ニーズ、立地動向を考慮し、交通アクセス環境などに配慮した新たな都市基盤づくりが必要です。
- 今後の土地需要に対しては、既成市街地の低・未利用地や人口減少地区の空閑地を利活用するなど、効率的な市街地の形成が必要となります。
- 開発計画への対応に当たっては、土地利用計画と整合性を図られるよう誘導するなど、秩序ある土地利用を図る必要があります。
- 多様な道路交通網の整備に伴い発生する、主要幹線沿いの新たなニーズに対しては、周辺環境に配慮しつつ、地域の特色に応じた土地利用を進めることが重要と考えられます。

### 基本方針

- ◆ 各種計画に基づいた計画的で個性を生かした土地利用を図り、産業の立地動向と交通アクセス環境を考慮した利便性ある土地利用を推進します。
- ◆ 安全でゆとりある生活環境や良好な生産環境を創出し、豊かな自然環境の保全に配慮した土地利用を推進します。

### 主要施策

- ◆ 計画に沿った土地利用





## 施策の方向性

### 1 計画に沿った土地利用

- (1) 多面的な地区の特色に応じた市街地の形成や長期的な視点に立った適正な土地利用を進めます。
- (2) 主要幹線道路沿線は、地域資源を活用した工業系業務施設の立地動向や必要性に鑑み、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図ります。
- (3) 新たな時代・環境に対応した秩序ある土地利用を図るため、都市計画マスタープランや緑の基本計画に基づいた土地利用を推進します。
- (4) 今後の土地需要に対しては、民間活力も活用しつつ、民間事業者や町民等の意見を踏まえて、既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図り、活気ある市街地の形成に努めます。
- (5) 地籍調査事業を計画的に取り組み、土地情報の管理と提供を図ります。